

●香川県選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の3分の1の数（その者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その者の総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

令和8年9月29日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 50分の1の数             | 15,578人  |
| 3分の1の数              | 196,482人 |
| 県議会議員各選挙区における3分の1の数 |          |
| 高松市選挙区              | 116,490人 |
| 丸亀市選挙区              | 30,119人  |
| 坂出市選挙区              | 18,550人  |
| 善通寺市選挙区             | 8,245人   |
| 観音寺市選挙区             | 15,395人  |
| さぬき市選挙区             | 12,550人  |
| 東かがわ市選挙区            | 7,809人   |
| 三豊市選挙区              | 16,656人  |
| 小豆郡選挙区              | 7,219人   |
| 木田郡選挙区              | 7,448人   |
| 綾歌郡選挙区              | 6,350人   |
| 仲多度郡第一選挙区           | 6,972人   |
| 仲多度郡第二選挙区           | 5,833人   |